

業務上の災害性の腰痛とは

(問) 当社の社員 A が複数の箱詰めされた製品(約 20 kg)を積み込み作業中、ほかの社員のミスで箱の

(答) 労働者に発症した腰痛の業務上外の判断基準は「業務上腰痛の認定基準等について」(S51・10・16基発第750号)

条件から見て、当該腰痛
が業務に起因して発症し
たものと認められ、かつ
療養を必要とするものを
いいます。

(1) 重量物の運搬作業中に転倒したり、重量物を

あると考えられます。
なお、仕事中であつて
も、単にソファーに座る
とき又は立ち上がるとき
床にあるゴミを拾おうと
しゃがんだまま、二月二

りるものであること。

そうしますと、お尋ねのケースについては、前記(口)に該当し、業務上災



一つが空だつたため、それを知らなかつた社員Aがその空箱を持ち上げた際に勢い余つて姿勢を崩し、腰を痛めてしまいました。このような場合でも業務上災害と認められるとでしょうか。

痛とは、重量物を取り扱う業務または腰部に過度の負担がかかる作業様態の業務に一定期間従事した労働者に発症した腰痛で、その労働者の作業様態、従事期間及び身体的

が業務遂行中に突発的な出来事として生じたと明らかに認められること。

②腰部に作用した力が腰痛を発症させ、または腰痛の既往症もしくは基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足

前記の認定基準では、業務上の災害性の腰痛とは、次の二つの要件を満たし、かつ、療養を必要とするものをいうとしています。

①腰部の負傷または腰部の負傷を生じせしめたと考えられる通常の動作

が予想に反して著しく重量物の取り扱いに当たつてその取り扱い物が、かつたり、軽かつたりしたときや、重量物の取り扱いに不適当な姿勢をとつたときに脊柱を支持するための力が腰部に異常な作用した場合。

らのいわゆるきつくり腰は、日常生活と労働の場腰部に作用する力の程度にかかわらず無差別に発症し、労働負荷による有意差は見られないことから労働との関連は乏しいとされ、業務上の災害とは認められません。

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係(方面)

安全衛生係
(安全衛生課)

（安全衛生課）
〈0522-9611-8653
4521-8653

(勞災課)
〈052〉 961—86555